

# 中山間地域等直接支払制度について

中山間地域で取り組む農業生産活動は、洪水や土砂崩れを防ぐ、美しい風景や生き物のすみかを守るといった、広く国民全体に及ぶ効果をもたらすものです。

このような取り組みの重要性に鑑み、中山間地域直接支払制度は農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国や県及び市が支援を行う制度です。

この制度を有効に活用し農業生産の維持を通じて多面的機能の確保、地域の活性化にむすびつけていただきたいと思います。

## ■ 中山間地域等直接支払制度の概要

農業生産上条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動などを行う場合、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

### 1 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地区域内に存する農振農用地であり、一団の農用地（農用地面積が1 ha 以上の団地または農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上のもの）であること

#### (1) 対象地域

①特定農山村法指定地域、過疎法指定地域（四法地区）

旧大森田村、旧長沼町、旧白方村（長沼）、旧樺衝村、旧白江村、旧白方村（岩瀬）

② ①に準じて福島県が特に定めた基準を満たす地域（＝特認地域）

旧稲田村、旧小塩江村、旧仁井田村、旧川東村

#### (2) 対象農用地

①急傾斜地（田：1 / 20 以上、畑・草地・採草放牧地：15° 以上）

②緩傾斜地（田：1/100 以上 1/20 未満、畑・草地・採草放牧地：8° 以上 15° 未満）

③小区画・不整形な田

④高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地

### 2 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

### 3 交付単価

地目	区分	交付単価 (円/10a)	地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20以上）	21,000	草地	急傾斜（15° 以上）	10,500
	緩傾斜（1/100以上）	8,000		緩傾斜（8° 以上）	3,000
畑	急傾斜（15° 以上）	11,500		草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
	緩傾斜（8° 以上）	3,500	採草放牧地	急傾斜（15° 以上）	1,000
		緩傾斜（8° 以上）		300	

#### 4 交付金の使途

交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。

(使途は、予め協定に定めておく必要があります。)

#### 5 交付金の返還について

5年間の協定期間中に農業生産活動等が行われなくなった場合には、原則として協定の認定年度に遡って、当該農用地についての交付金を返還していただくことになります。

ただし、協定に参加する農業者の病気・高齢や自然災害などのやむを得ない事由がある場合には、この交付金返還の義務が免除されます。

#### 6 中山間地域等直接支払制度に関する問い合わせ先

- ・ 国、農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課 03-3501-8359  
東北農政局農村振興部農村計画課 022-263-1111
- ・ 県、福島県農林水産部農村振興課農村集落担当：024-521-7416  
県中農林事務所農業振興普及部農業振興課 024-935-1308
- ・ 市、須賀川市経済環境部農政課農林整備係 88-9140